

(一部修正) 令和6年6月1日

学生・保護者の皆様

教務主事
専攻科長

令和5年5月8日以降の公欠に関する手続きについて

令和5年5月1日付け「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の授業の実施等に向けて（本校の方針）」に基づき、A・Bによる欠席の場合には、公欠に関する手続きをとることが可能です。

A : 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染
B : 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染が疑われる体調不良で
医療機関を受診する（当該受診日のみ対象）

これまで公欠として認めてきましたが、令和5年5月8日以降、以下のとおり手続きを変更いたしますので、ご確認いただき、遗漏の無いようお願い申し上げます。

また、文部科学省が定めた「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」により、当該事案を証明するための医療機関からの診断書等を求めないこととされており、代わりに保護者の方が別に指定します状況報告書を作成いただきますようお願い申し上げます。保護者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 学校を欠席する場合は、必ず学校（担任又は学生課教務係）に連絡をお願い申し上げます。
2. 病院等を受診し、検査等の結果、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに罹患した場合、その旨を学校（担任又は学生課教務係）に連絡をお願い申し上げます。
3. 症状が回復し、登校再開後に以下の報告書を学生課教務係（3番窓口）まで持参してください。なお、書類の確認後に公欠願を学生が記入し、状況報告書及びその状況を証明する書類を添えて提出することとなります。

分類	「状況報告書」様式掲載 URL	状況を証明する書類
A	https://www.fukui-nct.ac.jp/life/influenza/	領収書、診療明細書、お薬手帳のいずれかのコピー
B	教育・学生生活>感染症情報	